

【概要版】荒川区耐震改修促進計画（令和8（2026）年3月改定）

第1章 計画の概要

■計画の背景・目的

荒川区は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された耐震改修促進法に基づき、「荒川区耐震改修促進計画」を平成20（2008）年に策定しました。しかし、その後も日本各地で頻発する巨大地震の発生や、首都直下地震等の切迫性が指摘される被害想定公表など、建築物の耐震化について一層、促進することが求められています。このため、国は令和7（2025）年に基本方針を改正し、新たな目標や取り組み内容を示しており、また、東京都においても令和8（2026）年3月に耐震改修促進計画を改定します。

こうした状況を踏まえて、震災から区民の生命や財産を守る取り組みを充実するため、区においても荒川区耐震改修促進計画を改定します。

■計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間を計画期間とします。

■計画の対象区域・対象建築物

対象区域：荒川区全域

対象建築物：昭和56（1981）年5月31日以前に建築された以下の建築物（昭和56（1981）年6月1日～平成12（2000）年5月31日までに着工した在来軸組工法による2階建て以下の木造住宅も対象）

住宅	戸建て住宅、共同住宅（長屋、公共住宅を含む）
特定建築物	多数の者が利用する一定規模以上の建築物
区有建築物	区が所有する公共建築物
緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物
	一般緊急輸送道路沿道建築物

第2章 現状と目標

■耐震化の目標

令和12（2030）年度末と令和17（2035）年度末の目標を示します。

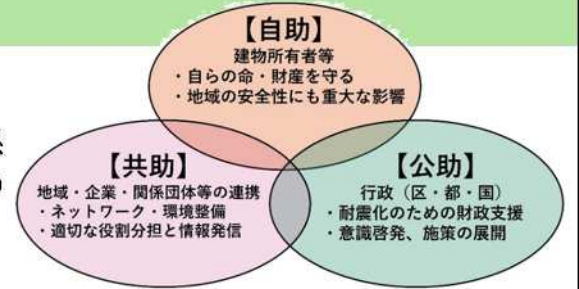
建築物の種類		R元年度 (現計画)	R6年度 (現状)	R12年度 (目標)	R17年度 (目標)	
住宅	新耐震基準	戸数	84.8%	93.1%	概ね解消	
		棟数	—	76.2%	85.0%	90.0%
	2000年基準	戸数	—	91.5%	95.0%	概ね解消
		棟数	—	70.4%	80.0%	85.0%
	分譲マンション	戸数	—	97.9%	概ね解消	—
		棟数	—	88.1%	90.0%	95.0%
民間特定建築物		95.7%	96.4%	概ね解消	—	
特定緊急輸送道路沿道建築物		87.3%	92.2%	95.0%	概ね解消	
一般緊急輸送道路沿道建築物		—	80.5%	85.0%	90.0%	

※住宅の耐震化率には分譲マンションを含んでいます。

第3章 耐震化の促進を図るための施策

■耐震化に向けた基本的な取り組み方針

自助・共助・公助の考えに基づき、建物所有者、関係団体及び行政が、適切な役割分担のもとに住宅・建築物の耐震化を促進します。



■重点的に取り組む施策

建築物の種類	施策
住宅	不燃化特区制度による建替えや除却の促進 安価で工期の短い耐震改修工事の普及・啓発による木造住宅耐震化の促進 管理組合の合意形成支援による分譲マンション耐震化の推進
民間特定建築物	耐震改修等に係る費用の助成、普及啓発等による耐震化の促進
緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断・補強設計・補強工事等に係る費用の助成 ネットワーク強化区間沿道の建築物への個別訪問の実施（一般緊急輸送道路沿道建築物）

■耐震化を促進するための環境整備

建物所有者等が耐震診断及び耐震改修を実施できるような環境を整えるため、相談体制、普及啓発及び情報提供の充実を図ります。

第4章 総合的な安全対策

■耐震化に対する支援策（抜粋）

支援策	建物の種類	支援の内容
木造建物の耐震化	戸建住宅等 賃貸アパート	耐震診断、耐震改修等 除却工事等
非木造建物の耐震化	分譲・賃貸マンション 戸建住宅等	耐震診断、耐震改修等 除却工事等
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	特定緊急輸送道路沿道建築物 一般緊急輸送道路沿道建築物	耐震改修等、除却工事等
不燃化特区支援制度	【建替え】不燃化特区内の木造建築物	除却工事、建替えに伴う設計・工事監理費、建替え工事費
	【除却】不燃化特区内の非木造建築物	除却工事

■関連施策の推進

ブロック塀等の撤去促進、エレベーターの閉じ込め防止対策、がけ・よう壁の安全対策等

■指導・助言

建物所有者に対して、耐震改修促進法等に基づく対応も含め、指導・助言等を実施します。

第5章 計画の実現に向けて

耐震化促進アクションプログラムを策定し、対策を進めるとともに、国、都と連携して耐震化に取り組みます。